

第70回 国連女性の地位委員会 CSW70について



JAWW CSW直前勉強会
2026年2月25日



大崎麻子
Gender Action Platform理事
CSW69日本代表

第70回 国連女性の地位委員会 (CSW)

令和8年2月
外務省

- 会期：2026年3月9日（月）～3月19日（木）
- 場所：国連本部（対面形式）
- 主な出席者：グテーレス国連事務総長、バフースUN Women事務局長の他、各国閣僚レベルが多数出席予定。

【テーマ】 包括的かつ公平な法制度の促進や差別的な法律・政策・慣行の撤廃、構造的障壁への対処を通じたすべての女性及び女兒に対する司法へのアクセスの確保と強化

主な日程（仮）：

1 週目		2 週目	
9（月）	・開会式 ・合意結論採択 ・一般討論	16（月）	・インタラクティブ専門家パネル ・ユース代表によるインタラクティブ・ダイアログ
10（火）	・閣僚級ラウンドテーブル ・一般討論	17（火）	・一般討論
11（水）	・閣僚級ラウンドテーブル ・一般討論	18（水）	・通報作業部会報告書会合 ・一般討論
12（木）	・ハイレベル・ミーティング ・日本政府と日本の女性NGO3団体による共催サイドイベント	19（木）	・第71回の暫定アジェンダ ・第70回報告書案の採択 ・閉会
13（金）	・インタラクティブ・ダイアログ		

▶ CSW70の優先テーマと本日の報告について

優先テーマ：

Ensuring and strengthening access to justice for all women and girls— inclusive legal systems, eliminating discriminatory laws, addressing structural barriers

すべての女性・少女によるジャスティスへのアクセス：

- 包摂的な法システム
- 差別的な法律の撤廃
- 構造的な障壁への対応

なぜ今、この優先テーマが重要か

- 北京+30（Beijing Declaration 30周年）
- SDG5・SDG16の停滞
- 世界的なジェンダー・バックラッシュ
- 民主主義・法の支配の揺らぎ

本日の報告のポイント

- 国連事務総長報告書（2026年1月16日）
- CSW70合意結論ゼロドラフト（2026年1月22日）
- 注目すべき論点について（大崎個人の見解）

▶ 定義：Access to Justiceとは？

事務総長報告書は、CEDAW一般勧告33号を引用：

Access to justice is a fundamental element of the rule of law

含まれる要素：

- Justiciability（権利として訴えられること）
- Availability（制度の存在）
- Accessibility（利用可能性）
- Good quality（質）
- Remedies（救済）
- Accountability（説明責任）

(E/CN.6/2026/3, para 5)

メッセージ：

- 司法へのアクセスは、単に法の存在ではなく、権利を実際に行使できること（substantive equality）
- 司法へのアクセスは：法律の有無にとどまらず、「構造的障壁」の問題である

▶ 国連事務総長報告書の概要：構造的な障壁の問題

問題意識：

- 女性は世界の約70%の国で司法アクセスにおいて男性より不利（para 8）
- 女性の法的権利は男性の64%にとどまる（para 9）
- 「形式的平等」と「実質的正義」は違う（para 10）

キーワード：

structural barriers（構造的障壁）

para 18：

構造的障壁は「社会構造に根差した、女性を集団として不利にする体系的現象」

5つの構造的障壁

1. 法制度の欠陥
2. 構造的障壁・社会規範
3. 実施ギャップ
4. 伝統的司法
5. 紛争・危機状況

解決に向けた5つのドライバー

1. 制度改革
2. フェミニスト運動と市民社会
3. 法律扶助と法的エンパワーメント
4. テクノロジーとデジタル
5. データ・リサーチ・エビデンス

▶ ① 法制度の欠陥（Legal Framework Gaps）

法制度の欠陥（Legal Framework Gaps）

- 女性の法的権利は男性の64%
- 同意に基づくレイプ定義がない国が多数
- 差別的家族法・国籍法
- 雇用・土地・相続における法的格差

法律の「存在」ではなく、法律の「内容」が問題。
形式的平等では、実質的正義は達成されない。
（SG報告書 II-A）

▶ ② 構造的障壁・社会規範 (Structural Barriers and Social Norms)

構造的障壁・社会規範 (Structural Barriers)

- 家父長制規範
- ジェンダーバイアス
- 交差差別 (障害・民族・LGBTQI+ 等)
- 司法内部の男性優位構造

司法は中立ではない。社会規範が判決に影響する。
制度の外と内に、体系的な不平等が存在。
(SG報告書 II-B)

▶ ③ 実施におけるギャップ (Implementation Gap)

実施ギャップ (Implementation Gap)

- 予算不足
- 司法関係者の訓練不足
- 手続の複雑さ・高コスト
- 被害者が合理的に「訴えない」選択

形式的平等 ≠ 実質的正義

制度があっても、機能しなければ権利は守られない。

(SG報告書 II-C)

▶ ④ 伝統的司法制度 (Traditional Justice Systems)

伝統的司法制度 (Traditional Justice Systems)

- 宗教・慣習・コミュニティに基づく司法
- 開発途上国では約80%が利用
- 法制度と並存する「法的多元主義」

両義性：

- ✓ 物理的・文化的にアクセスしやすい
- ✗ 家父長的規範・女性の意思決定者不足
- ✗ 差別的結果の可能性

「Pathways or Fences」= 道にもなり、障壁にもなる。
国際人権基準との整合性が不可欠
(SG報告書 II-D)

▶ ⑤ 紛争・危機文脈における司法アクセス

紛争・危機文脈における司法アクセス

- 6億7,600万人の女性が紛争近接地に居住
- 性暴力の増加
- 裁判所・警察の崩壊
- 被害申告のリスク増大

必要とされる対応：

- Gender-responsive transitional justice
- 真実・賠償・再発防止
- 女性の意味ある参加

紛争下では女性の司法アクセスが最初に崩れる。

(SG報告書 II-E)

▶ 解決に向けた5つの「ドライバー」

「Parallel roads（ニーズと制度）」の交差が必要だが、構造的障壁がそれを妨げている

Justice Needs（ニーズ）

女性や少女が実際に直面している問題：

- DV・性暴力
- 離婚・親権
- 相続
- 雇用差別
- 年金・福祉給付
- 紛争下の性暴力

交差した状態

- 制度が女性の現実に合わせて設計されている
- 社会規範を前提にしている
- 経済的制約を考慮している
- 交差差別を考慮している
- トラウマに配慮している

Justice Mechanisms（制度）

国家が用意している制度：

- 裁判所
- 警察
- 検察
- 法律扶助
- 調停制度
- 行政手続き

→ 制度を女性・少女たちの「lived realities」
（女性・少女たちが置かれている現実）に
合わせる必要がある（SG報告書 第II章）

▶ 解決に向けたドライバー ① 制度改革

制度改革 (Institutional Change)

- 差別法の撤廃・包括的立法見直し
- ジェンダー影響評価の制度化
- 司法分野における女性参画促進
- 省庁横断の「whole-of-government」戦略

形式的平等から、実質的正義へ。

法の制定だけでなく、実施・予算・監視が不可欠。

(SG報告書 III-A)

▶ 解決に向けたドライバー ② フェミニスト運動と市民社会

フェミニスト運動と市民社会

- 自律的フェミニスト運動は改革の主要な推進力
- 戦略的訴訟
- 国際基準のローカライズ
- 市民社会への持続的資金支援

自律的なフェミニスト運動の存在が、政策改革を前進させる最も重要な要因とされている。

構造的障壁は、社会全体で変える
(SG報告書 III-B)

▶ 解決に向けたドライバー ③ 法律扶助・リーガルエンパワーメント

法的扶助・リーガルエンパワーメント

- 無料・専門的法律支援
- 暴力被害者支援の専門家育成
- パラリーガル・コミュニティ司法支援
- 法的リテラシー向上

権利を「知る」ことが、権利を「使う」前提。

法律扶助は、コストではなく投資。

(SG報告書 III-C)

▶ 解決に向けたドライバー ④ テクノロジーとデジタル

テクノロジーとデジタル

- オンライン司法アクセス
- サービスの効率化
- デジタル・ジェンダーギャップの解消
- アルゴリズム責任・データ保護

テクノロジーは、格差を縮めることも、
広げることもある。

人権基準に沿った設計が必要。

(SG報告書 III-D)

▶ 解決に向けたドライバー ⑤ データ・リサーチ・エビデンス

データ・リサーチ・証拠

- ジェンダー別司法データ
- 政策へのエビデンス活用
- フェミサイド等の可視化
- 研究の共同創出

データは、バックラッシュへの防波堤。

見えない不平等は是正できない。

(SG報告書 III-E)

▶ CSW70合意結論：ゼロドラフトの概要

ゼロドラフトとは

CSW70 Agreed Conclusions Zero Draft (2026年1月22日提示)

- 事務総長報告書の分析を「政策行動リスト」に
- 各国政府間交渉のたたき台
- 今後、修正・削除・追加が行われる

→ **分析文書ではなく、政府間の交渉文書**

▶ CSW70合意結論：ゼロドラフトの概要

ゼロドラフトは、SG報告書の分析構造をほぼそのまま政策行動リスト化

SG報告書：分析構造	ゼロドラフト：政策行動
法制度の欠陥	Transformative law reform (a-i)
構造的障壁	Prevention / Gender training / Parity
実施ギャップ	Coordination / Funding
フェミニスト運動	Autonomous feminist movements (gg-ii)
法律扶助	Legal aid (ii-II)
テクノロジー	Technology (mm-pp)
データ不足	Research & data (qq-tt)
紛争・危機	Transitional Justice

ご清聴ありがとうございました